

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

地震保険等が改定されました!!

～いざというときのためにしっかり備えておきましょう!～

地震保険が2016年4月1日に改定されました。今や、日本のどこで大地震が起きてもおかしくありません。いざというときのためにしっかり備えておくことが大事です。

地震保険の総支払限度額の引上げ

地震災害は巨額の保険金支払いをもたらす可能性があるため、保険責任の大半を政府が再保険により引き受けています。しかし、いかに政府といえども財政負担には限度があるため、1回の地震等における民間責任部分も含めた保険金の総支払限度額を定めています。この金額は関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えることがないように定められています。

2016年4月に、この限度額が7兆円から11兆3,000億



平成28年熊本地震で倒壊した家屋

円に引き上げられました。地震保険の保有件数が増えたことや今後の加入者の増加に備えるための対応といえます。

ちなみに東日本大震災では約1兆2,654億円、平成28年熊本地震では約1,811億円の保険金が支払われています（5月23日現在）。

長期優良住宅認定制度の改正に伴って地震保険の耐震等級割引を改定

地震保険料の割引が適用できる長期優良住宅の認定対象は、従来、2009年6月4日以降の新築住宅が対象でした。しかし、2016年4月1日からは、新築住宅に加えて、4月1日以降に認定申請を行った既存住宅の増築や改築も対象になりました。これに伴い、地震保険の割引制度も改定されました（表）。

地震保険は単独ではなく、火災保険に付帯して加入します。2014年度の付帯率は約6割と決して高くないのが現状です。

地震保険は、私たちが安心して加入できるように各制度の内容は変わっていきます。2017年には地震保険の改定が予定されています。自分がどのような備えをしておくべきかなどについて、保険会社や地域の保険代理店に相談してみてください。

■長期優良住宅認定制度の改正点

		2016年3月31日まで	2016年4月1日以降
増築・改築 既存住宅の	認定対象	認定対象外	2016年4月1日以降に認定申請を行った既存住宅の増築・改築（建築年月や増築年月を問いません）
	耐震性の認定基準	—	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①耐震等級1以上の基準に適合 ②品確法に定める免震建築物

（注）長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行された、2009年6月4日以降の新築住宅が対象ですが、その取扱いは変更ありません。

■長期優良住宅認定制度改正に伴う耐震等級割引の適用方法の一部改定

		2016年3月31日まで	2016年4月1日以降
提出の割引確認資料が下記①、②に該当する場合に適用される耐震等級割引	・等級2・30%	提出の割引確認資料が下記①、②に該当する場合に適用される耐震等級割引	・新築：等級2・30% ・増築・改築：等級1・10%
①長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」（写）において、免震建築物であること、または耐震等級が確認できない場合 ②「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）のみを提出した場合			

（注）確認資料から「免震建築物であること」または「耐震等級」が判定できた場合、最大50%の割引が適用されます。



「再保険」とは？ 保険会社が引受けた契約上の責任の一部または全部を他の保険者に移転し、リスクを分散する仕組みです。巨額なリスクも分散することで引受けが可能となります。

～どうして贈与税は相続税より課税が重いのか？～

日本相続学会 理事 榊原 正則

相続税の不当軽減防止のために贈与税の累進税率を高く設定！

相続税と贈与税は預貯金や不動産、権利等の財産が他人に渡るときに課せられる税金ですが、贈与税の累進税率は相続税に比べて高く区分設定されています。これは、財産を生前に贈与することによって計画的に財産を分散させ、相続税の負担を不当に軽減するのを防ぐことが大きな理由で、税率だけでなく基礎控除などの面でも贈与税の方が相続税よりも税負担が重くなるように定められています。(比較表参照)

贈与も使いようによって有効な手段に！

では、贈与は避けた方がいいのでしょうか。答えは「ノー！」です。とくに相続税がかかるほど財産を持っている資産家にとっては、生前に贈与することによって財産を減らすことは相続税対策として有効な方法です。

現在は、とくに次世代への財産移転促進が図られています。20歳以上の子や孫等への贈与については累進税率が一般の贈与に比べ緩和されているほか、住宅取得等資金、教育資金や結婚・子育て資金の贈与については要件を満たせば一定の金額まで非課税で贈与

ることができるなど、優遇措置が取られています。

平成26年中に贈与を受けて申告した人は43.7万人で、近年増加し続けています。

それぞれの税や金融商品などの特徴を知ったうえで相続対策を考える必要があります。

相続税と贈与税の基礎控除の比較

基礎控除は、取得した財産の課税価格から差し引くことができます。

税の種類	基礎控除額
相続税 (注)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)
贈与税	110万円 (受贈者1人あたりの年間限度額)

(注) 相続税は「遺産に係る基礎控除」。

【設例】

夫、妻、長男、長女の家族において、夫が死亡した場合の遺産に係る基礎控除額と、夫が妻、長男、長女の3人に毎年贈与する場合の贈与税の基礎控除額(年間限度額)はいくらになりますか。

- 相続税の遺産に係る基礎控除額
法定相続人は、妻と長男、長女の3人となります。したがって、基礎控除額は3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円となります。夫の遺産額が4,800万円以下なら相続税はかかりません。
- 贈与税の基礎控除額
妻と長男、長女それぞれの基礎控除額は110万円(年間限度額)になります。したがって、夫が妻と長男、長女のそれぞれに年間110万円の贈与(合計330万円)まで贈与税はかかりません。なお、贈与税の基礎控除は毎年の贈与について適用できます。

【設例】

課税価格等が3,000万円の財産移転(相続、贈与)を受けた場合、下表の網掛け部分が最高区分の税率として適用されます。※このように、贈与税の税率は相続税に比べて負担が重くなるよう定められています。また、贈与でも20歳以上の子や孫等への贈与は、一般の贈与より区分が緩和され、税負担が軽くなるよう定められています。

相続税と贈与税の税率の比較

相続税の税率		一般の贈与の税率		20歳以上の子や孫等への贈与の税率	
各相続人の課税取得金額	税率	課税価格	税率	課税価格	税率
1,000万円以下	10%	200万円以下	10%	200万円以下	10%
1,000万円超 3,000万円以下	15%	200万円超 300万円以下	15%	200万円超 400万円以下	15%
3,000万円超 5,000万円以下	20%	300万円超 400万円以下	20%	400万円超 600万円以下	20%
5,000万円超 1億円以下	30%	400万円超 600万円以下	30%	600万円超 1,000万円以下	30%
1億円超 2億円以下	40%	600万円超 1,000万円以下	40%	1,000万円超 1,500万円以下	40%
2億円超 3億円以下	45%	1,000万円超 1,500万円以下	45%	1,500万円超 3,000万円以下	45%
3億円超 6億円以下	50%	1,500万円超 3,000万円以下	50%	3,000万円超 4,500万円以下	50%
6億円超	55%	3,000万円超	55%	4,500万円超	55%

(注) 1. 「各相続人の課税取得金額」「課税価格」は、基礎控除後における額。

2. 累進課税方式では、例えば、3,000万円の相続の場合、1,000万円以下の部分は10%、1,000万円超3,000万円以下の部分は15%の税率が適用されます。これらの各区分の合計額が納める相続税額となります(贈与税の場合も同様に算出します)。



「累進課税」とは？ 課税標準(課税対象)が増えるほど、より高い税率を課する課税方式のことをいいます。日本では相続税、贈与税のほか、所得税などもこの方式が採用されています。

～健康と安全を確保するための適正な運転時間～

日本リスクマネジメント研究所 代表 山田 幸洋

大型バス、貨物車、暴走乗用車による悲惨な事故が多発しています。その背景として過重な労働やドライバーの健康上の問題が挙げられています。こうした事故は会社経営に重大な影響を及ぼすだけに、ドライバーの日々の労働時間・健康管理をしっかりと行うことが肝要です。

●過重労働が原因とされる脳・心臓疾患は増加傾向に!!

長時間の過重労働は脳・心臓疾患との関連性が強く、これを原因とする発症は増加しています。特に1か月間の時間外労働が100時間超にその傾向が強く出ています。第三者を巻き込む事故を起こせば相手への賠償問題は当然のこと、従業員に対する安全配慮義務違反で会社の責任が問われることにもなります。

●欠かせない労働時間対策と健康管理対策!

過重労働に伴う疲労や疾病による交通労働災害を防止するためには、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を行うことが大切で、次のような「労働時間対策」と「健康管理対策」が必要です。

労働時間対策

労働基準法32条では、原則として、労働時間は1日8時間、週40時間労働制、休日は週に少なくとも1日を与えることが義務づけられています。その上で、次のような対策が求められます。

①時間外・休日労働時間の削減

時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであり、時間外労働・休日労働はできるだけ削減すること。

②年次有給休暇の適正な取得・促進

休日以外に付与される年次有給休暇は、労働者が法定の基準通りに取得できるようにすること。

健康管理対策

運転者の健康管理については、健康診断を確実にを行い、所見が認められた運転者には必ず適切な対応を行うことが必要です。

①健康管理体制の整備

労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者、衛生管

理者・産業医等を選任し、その者に健康管理を適切に行わせること。



年1回の健康診断を!

②健康診断の実施

労働安全衛生法に基づき、年1回（深夜業等特定業務は年2回）健康診断を確実に実施すること。

③長時間労働者等の申し出による面接指導等の実施

時間外・休日労働が1か月あたり100時間を超える運転者については、その申し出があった場合、労働安全衛生法で会社は、医師による面接指導を実施すること。

●連続運転時間は4時間以内で!

改善基準では、例えば貨物運送業では2日平均で9時間以内、週間の運転時間は2週間ごとの平均で44時間以内としています。

また、連続して運転する場合は運転開始後4時間以内または4時間経過直後に30分以上（1回に10分以上で合計30分以上でも可）の休憩等を確保することとしています。

ただし、これらの基準はそこまでは良いと解すべきでなく、基準を超えると危険かつ法違反であり、労使が努力してできるだけ短縮する取組みが求められていると解すべきで、とくに疲労回復に時間を要する高齢ドライバー等には短い運転時間で休息させるのが得策です。



「産業医」とは？ 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、厚生労働省令で定める一定の要件を備えた医師です。健康診断や面接指導等を行います。

おいしく食べてしっかり動き、丈夫な骨を保ちましょう!!

高齢化に伴い骨粗しょう症人口が増え、現在1300万人と推測されています。歳を重ねても元気に過ごすために、おいしく食べてしっかり動くことで丈夫な骨を保つことが可能です。さあ!「骨元気生活」をはじめましょう。



知っているようで知らない「骨粗しょう症」のこと

骨粗しょう症は女性に多く、加齢やホルモンの乱れ、栄養・運動不足などが原因で骨内部の目が粗くなり、骨折しやすくなる病気をいいます。

重症になるとくしゃみや咳で骨折することもあります。

また、背骨がからだの重みで曲がり、姿勢が悪くなると内臓へも負担がかかります。ダイエットによるやせすぎ、低体重の方は骨が弱い傾向がありますので標準体重を目指しましょう。

骨は毎日新しく!!

骨は毎日古い部分を溶かして新しい骨に少しずつ生まれ変わっています。骨を元気に保つ上で栄養補給は重要です。おすすめの食べ物は、カルシウムを多く含む乳製品、大豆製品(特に納豆)、魚介類です。

鯛やまぐろ、鮭にはカルシウムの吸収をアップさせるビタミンD

も含まれるので一緒にとれる献立がおすすめです。

食事以外でも栄養吸収をアップできる!

日光浴により体内でビタミンDを作ることができます。木陰で30分から1時間程度の休憩やラジオ体操、ウォーキングなどを楽しんでみてはいかがでしょうか。ただし強すぎ

積極的に摂りたい食品

カルシウム	牛乳・ヨーグルトなどの乳製品、魚介類、大豆製品など
ビタミンD	鯛、まぐろ、鮭などの魚、きのこ類
ビタミンK	緑黄野菜、納豆など

ぎる陽射しにはご注意ください。

運動は骨に負荷がかかるため骨を作る細胞が活発になります。栄養バランスのよい食事と適度な運動で寝たきりを防ぎ、いつまでも元気に過ごしたいものです。

鮭のレモンクリームソースかけ

材料：2人分

鮭 2切れ
塩 少々
こしょう 少々
小麦粉 適量
バター 小さじ1
ブロッコリー 1/2株
(お好みでレモンを追加)

【クリームソース】

生クリーム 150 cc
バター 小さじ1
しめじ 100 g
エリンギ 100 g
チキンコンソメ 1/2個
こしょう 少々
レモンスライス 3枚

作り方

①鮭は、軽く塩こしょうし、両面に小麦粉をつけてバターをひいてフライパンで焼く。



- ②しめじ、エリンギは、食べやすい大きさに切っておく。
- ③ブロッコリーは、熱湯でゆがいておく。
- ④別のフライパンを熱し、バターを入れてしめじ、エリンギを炒め、生クリーム、チキンコンソメを加えて煮詰める。
- ⑤レモンスライスは、1/4に切っておく。
- ⑥④のソースをこしょうで味を調え、⑤のレモンスライスを加えて火を止める。
- ⑦お皿に鮭、クリームソース、ブロッコリーを盛り付け、好んでレモンを添える。



保険のことは、日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>